

専決報告第3号

## 専決処分の承認を求めることについて

泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年7月8日提出

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

専決第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月28日

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合職員等旅費条例（平成24年泉州南消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び宿泊手当」に改める。

第9条中「日当又は宿泊料」を「宿泊料又は宿泊手当」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条の次に次の1条を加える。

（宿泊手当）

第16条の2 宿泊手当は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給し、その額は、別表第2に定めるところによる。

第23条中「旅費は、公務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、日当及び宿泊料を支給しない」を「旅費の額は、管理者が別に定める」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、宿泊料及び宿泊手当については、支給しない。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（旅費の調整）

第27条 任命権者は、出張者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張における特別の事情により又は出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第16条関係）

宿泊地	宿泊料（1夜につき）
東京都 埼玉県 京都府	18,000円
千葉県 神奈川県 新潟県 香川県 福岡県 熊本県	15,000円
上記以外の地	10,000円

別表第2（第16条の2関係）

宿泊地	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の泉州南消防組合職員旅費等条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。